DAWOOD IBRAHIM KASKAR (a.k.a. (a)Dawood Ebrahim (b)Sheikh Dawood Hassan (c)Abdul Hamid Abdul Aziz (d)Anis Ibrahim (e)Aziz Dilip (f)Daud Hasan Shaikh Ibrahim Kaskar (g)Daud Ibrahim Memon Kaskar (h)Dawood Hasan Ibrahim Kaskar (i)Dawood Ibrahim Memon (j)Dawood Sabri (k)Kaskar Dawood Hasan (l)Shaikh Mohd Ismail Abdul Rehman (m)Dowood Hassan Shaikh Ibrahim (n)Dawood Bhai (o)Ibrahim Shaikh Mohd Anis (p)Shaikh Ismail Abdul (q)Hizrat (r)Sheikh Farooqi (s)Bada Seth (t)Bada Bhai (u)Iqbal Bhai (v)Mucchad (w)Haji Sahab)

称号：Sheikh（シェイク）

役職：不明

生年月日：1955年12月26日

出生地：Kher, Ratnagiri, Maharashtra, India

国籍：インド

旅券番号：(a)インド旅券　A-333602（1985年6月4日インドのボンベイにて発行。その後インド政府によって取り消された旅券）(b)インド旅券　M110522（1978年11月13日ボンベイにて発行）(c)インド旅券　R841697（1981年11月26日ボンベイにて発行）(d)インド旅券　F823692（JEDDAH）(1989年9月2日在ジェッダ総領事館が発行）(e)インド旅券　A501801（BOMBAY）(1985年7月26日発行）(f)インド旅券　K560098（BOMBAY）(1975年7月30日発行）(g)V57865（BOMBAY）(1983年10月3日発行）(h)P537849（BOMBAY）(1979年7月30日発行）(i)A717288（MISUSE）(1985年8月18日ドバイにて発行）(j)パキスタン旅券　G866537（MISUSE）(1991年8月12日ラワルピンディーにて発行）(k)C-267185（1996年7月カラチにて発行）(l)H-123259（2001年7月ラワルピンディーにて発行）(m)G-869537（ラワルピンディーにて発行）(n)KC-285901

住所：(a)Karachi, Pakistan (White House, Near Saudi Mosque, Clifton) (b)House Nu 37-30th Street-defence, Housing Authority, Karachi, Pakistan (c)Palatial bungalow in the hilly area of Noorabad in Karachi

国連制裁委員会による指定日：2003年11月3日（2006年3月21日、7月25日、2007年7月2日、2010年3月11日及び2016年8月22日に改訂）

その他の情報：父の名前はSheikh Ibrahim Ali Kaskar。母の名前はAmina Bi。妻の名前はMehjabeen Shaikh。インド政府が国際逮捕令状を発出している。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年5月20日に終了した。

○厚生労働省告示第三百三十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十五条第一項の規定に基づき、次に掲げる地域について、同項の措置を講ずることを決定する。

この場合において、当該措置を講ずべき同項の指定する期間は、平成二十八年九月九日から平成二十九年九月八日までとする。

平成二十八年九月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

熊本県

熊本公共職業安定所の管轄地域のうち阿蘇郡西原村及び上益城郡の区域

阿蘇公共職業安定所の管轄地域

○厚生労働省告示第三百三十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十五条第二項の規定に基づき、雇用保険法第二十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十三年厚生労働省告示第三百五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年九月九日から適用する。

平成二十八年九月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十五条第一項の規定に基づき指定する雇用保険法第二十五条第一項の規定に基づき広域延長給付の措置を決定する件（平成二十三年厚生労働省告示第三百五十八号）に掲げる地域を除く。）」を削る。

○農林水産省告示第千七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月九日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市海老字往還久保二の二、二の四、三の三、三の六、三の七、徳定字雁峰三の二〇四、三の二四四、三の二四八、三の五一二、三の五一三、三の五一五、三の六一四、三の六一五、三の六二五、三の六二八、三の六二九、三の八〇二、三の八〇三、三の八〇五から三の八〇七まで、三の八六六、三の八七三、字中山二六八の二、二六九の一、二六九の二、二七〇の一、二七〇の二、二七一の一、二七三の一、二七三の三、字東林三三五の二五、三三五の二八、三三五の三三、三三五の六九、字西沢三の一、三の二、字宮東二四二の一、片山字雁峰三の三五一から三の三六〇まで、字滝ノ上一三、塩瀬字白石山一・一五の四・一六から一九まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、六、一一、一三、一五の三、一五の五、一五の六、二〇、七郷一色字黒沢一五八、一六一、一六四から一六六まで、一六四の一から一六四の三まで、一六五の一、一六五の二、一六六の一、一六七の九、一六七の一〇、一六八から一七二まで、一七二の一、愛郷字河子石一二の一・一二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字彦坊二の一（次の図に示す部分に限る。）、二の六、作手保永字本宮一の二八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字往還久保三の三（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市作手保永字井の表三五、三八、三九、四〇の一、四二の一、四二の四、四三、四四の一、四四の四、四五、四六の一、四六の四、字竹ノ山三、字ヒカゲ三三、字東当七三、七六、塩瀬字中平四四の一（次の図に示す部分に限る。）、二九の二、二九の四、二九の五、二九の八から二九の一〇まで、三〇の一から三〇の六まで、三八の一、三九の一、三九の二、三九の九、四〇の一から四〇の六まで、四一の一から四一の三まで、四二、四三、四五から四七まで、四八の一、四八の二、五〇の一、五〇の四、七九、八〇、八六、八七、字エゲ六（次の図に示す部分に限る。）一から五まで、字サカノウエ一の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月九日

農林水産大臣　山本　有二